（別紙）

女子大生諸姉に訴ふ

社会に対する理解明敏と目される諸姉に敢て一事件を報告し仮借なき批判と援助を乞ふ次第である、

女子大生[illegible]科三年渡部美和子氏の父渡部寿司は奸悪なる吸血鬼である、彼はこう云ふ（以下争議団の言参照）　私等は[illegible]目二十番地渡部製作所に働いてゐる鉄中部の職工です、工場主渡部寿司は常に自分の工場は家族主義だ、若者等は親子も同様だと言って居た、最近になって複雑な仕事の関係上極端に収入が減った（但し今月は収入平常を押して知る可し）四五月の例を申しますと最高三拾五銭、最低拾銭位こんな時には工場主は定傭給を支払ふ可きであるのに支払はない、我々は親と子と言はれる通りに我慢して来た、然しもう今やり切れない、家賃は払へない、遂には米櫃は空になる事とせかされる、止むを得ず為生活権利として

一、約定の定傭賃銀を支払って下さい、

一、壱ヶ月勘定では困るから月二回にして下さい、

一、工場法施行令を実施して下さい、

と嘆願したが渡辺寿司は私達のこんな哀れな願ひさへ一蹴してしまふ、平常家族主義と言ってゐるのに貴様等はナマイキな馬鹿野郎だと言って頭からオドカシツケテ耳を傾け様ともしない、私等は止むを得ず最後の手段であるストライキをやらなければならなくなったのである！

△職人を人間視しない平常から我こそ女大生なりと自尊高いとしてゐる渡辺美波子を糾弾しろ！

△殺人的暴様を膺懲しろ！

板橋本部 [illegible]新櫻田町一九

渡部製作所争議團

日本労働組合[illegible]合労働組合本部

第 5.6.30 1277

労秘第一八六三號

昭和五年六月十六日

警視総監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏殿

社会局長官殿

大阪府 神奈川県 知事殿

渡辺工場ノ労働争議ニ関スル件（第四報）

要旨 (1)労資共特異ノ行動ナシ

(2)九日、十日両回ニ亘リ労資折衝シタルモ工場主ノ態度益強硬ニテ纏ル所ナシ

標記工場ノ争議ニ就テハ屡報ノ処其ノ後ノ経過左記ノ通リ

記